

規 約

美ぎ島宮古グリーンネット

美ぎ島宮古グリーンネット規約

(名称)

第1条 この団体は、美ぎ島宮古グリーンネット（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 宮古地域は、平成15年9月に来襲した台風14号により農業を始め、各種のライフラインに甚大な被害を被った。また、海岸沿いの防潮林等も風害、塩害を受け海岸林は立ち枯れ状態になっている。本会は、この災害を教訓に防災に強い島づくりを推進するとともに、花と緑に包まれた美ぎ島宮古づくりを百年の計で持続的に行うことを目的とする。

(行動計画)

第3条 本会の目的を達成するため、本会憲章を守り次の行動を行う。

- (1) 防風・防潮林・水源涵養林の植栽
- (2) 上記の維持管理
- (3) 防風・防潮林の調査及び普及啓発
- (4) その他本会の目的達成に必要な行動

(会員)

第4条 本会は、次の者で構成する。

- (1) 個人会員
 - (2) 団体会員
- 2 本会の会員には別記様式1の会員証を交付する。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別記様式2により入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、次の各号の事由の一つに該当するときは本会を退会する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき。
- (2) 会費を引き続き3年以上納入しないとき。

3 会員は、本会を退会したとき第4条の2の会員証を返還しなければならない。

(会費)

第6条 会員は毎年度6月末日までに次の額を納入するものとする。

- (1) 個人会員：一口 2,000円
- (2) 団体会員：一口10,000円

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名以内
- (3) 執行委員10名以内
- (4) 監事2名

- 2 役員は、総会で選任する。
- 3 会長は、本会を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 監事は、会計業務を監査し、総会で報告する。
- 6 役員の任期は3年とし、欠けたときは残任期間内で補充することができる。
- 7 役員の報酬は支給しないものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局を宮古森林組合内に置く。

- 2 事務局長は会長が任命する。

(総会)

第9条 総会は1年に1回定例として開催する。必要に応じて臨時に開催できる。

- 2 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は会員の3分の1の出席により成立し、議事は、出席会員の過半数の同意を持って成立する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 行動報告及び収支予算、決算
- (2) 規約の改正
- (3) 役員の選任

(役員会)

第11条 役員会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は、本会の運営に関する業務を協議する。
- 3 役員会は、年1回以上開催し、年間行動計画、収支予算、決算を審議し、本会の健全な運営を図るようつとめる。

(残余財産の処分)

第12条 本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、役員会及び総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする公益法人もしくは地方公共団体に寄付する。

(監査)

第13条 会長は、次の各号の書類を作成し、定期総会開催前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- (1) 行動報告書
- (2) 収支決算書

3 この会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(その他)

第14条 その他必要な事項は役員会で議決し、会長が定める。

付則

この規約は平成17年4月18日から施行する。

様式1

<p>グリーンネットカード</p> <p>個人(団体) 会員番号0000</p> <p>住所:</p> <p>氏名:</p> <p style="text-align: center;">会 員 証</p> <p>美ぎ島宮古グリーンネットの会員であることを証する</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">美ぎ島宮古グリーンネット</p> <p style="text-align: right;">会長 下地 敏彦 印</p>

様式2

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

美ぎ島宮古グリーンネット会長 殿

住 所 :

会社名 :

氏 名 :

印

電話番号 :

個人会員

団体役員

(※個人会員、団体会員のどちらかを丸で囲んでください)

美ぎ島宮古グリーンネット規約第2条の目的に賛同し、第5条の規定に基づき入会を申し込みます。

美ぎ島宮古グリーンネット事務局の組織及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、美ぎ島宮古グリーンネット事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局員
- (3) 推進員

(職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受け事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け事務に従事する。

3 推進員は、会員及び関係機関、地域住民等との連絡調整に当たる。

(事務専決)

第4条 事務局長は、美ぎ島宮古グリーンネット規約第10条の総会の議決事項以外の事務を専決できる。

(重要事項等の専決保留)

第5条 事務局長は、この規程の定めるところにより専決できる事項であっても、事案の内容が特に重要であるもの、異例なもの、疑義のあるもの、重大な紛争を生ずるおそれがあるもの等は、会長及び副会長の決裁を受けなければならない。

(文書の保存)

第6条 文書の処理を完結したものは5年間保存しなければならない。

2 ただし、事務連絡等の簡易な文書については1年間保存とする。

(その他)

第7条 その他必要な事務は、事務局長が定める。

附則

この規程は平成19年7月17日から施行する。